

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町 5 番 1 号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月 1 日・随時

告 示

静岡市告示第583号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）及び同法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該土地の形質を変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定したので、次のとおり告示する。

令和 2 年 8 月 28 日

静岡市長 田 辺 信 宏

区域 1

1 要措置区域（別図のとおり）

静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番の一部

2 当該要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

区域 2

1 要措置区域（別図のとおり）

静岡市清水区渋川字籠田100番の一部

2 当該要措置区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

- 3 当該要措置区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

区域 3

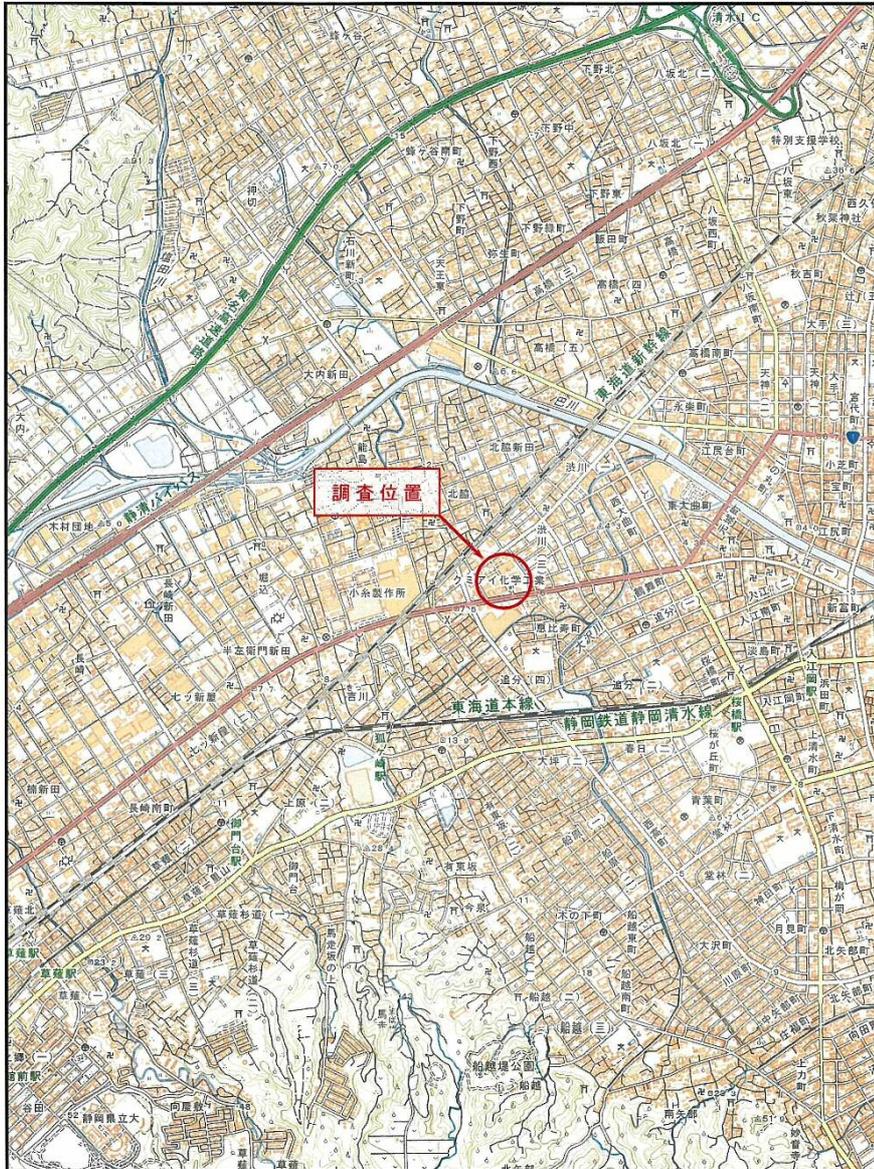
- 1 形質変更時要届出区域（別図のとおり）
静岡市清水区渋川字籠田100番並びに静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番及び600番のそれぞれの一部
- 2 当該形質変更時要届出区域において土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

区域 4

- 1 形質変更時要届出区域（別図のとおり）
静岡市清水区渋川字籠田100番及び100番 2、静岡市清水区北脇字上巴252番 1 及び静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番、599番、600番、601番、602番及び602番 2 並びに静岡市清水区渋川字原115番 1、115番 2、115番 3 及び156番のそれぞれの一部
- 2 当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素^ひ及びその化合物

(別図)

周辺地図



※ 国土地理院発行の2万5千分の1地形図

静岡市清水区渋川字籠田100番及び100番2、静岡市清水区北脇字上巴252番1及び静岡市清水区北脇新田字上ノ坪598番、599番、600番、601番、602番及び602番2並びに静岡市清水区渋川字原115番1、115番2、115番3及び156番のそれぞれの一部

(平面図)

